

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年12月5日掲載)

No.97	生活保護制度における医療扶助について述べよ。																						
解答	<p>(1)保護費の総額および扶助の種別の構成 (2008年度予算ベース)</p> <p>○総額は、2兆6,225億円である。</p> <p>(内訳)</p> <p>①医療扶助1兆3,063億円(49.8%)</p> <p>②生活扶助8,557億円(32.6%)</p> <p>③住宅扶助3,700億円(14.1%)</p> <p>④介護扶助624億円(2.4%)</p> <p>⑤その他281億円(1.1%)</p> <p>(2)保護費の負担割合</p> <p>○国3/4, 地方1/4である。</p> <p>(3)生活保護における医療扶助の状況</p> <p>○医療扶助費の総額は約1.4兆円であり、生活保護費全体の約5割である。</p> <p>○医療扶助人員については、入院のうち精神入院が約5割である。</p> <p style="text-align: center;">＜生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総保護実人員A</th> <th>医療扶助人員</th> <th>医療扶助率B/A</th> <th>医療扶助費総額</th> <th>生活保護費のうち医療扶助費の占める割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1995年度</td> <td>882,229人</td> <td>総数(B): 679,827人 (精神: 126,555) 入院: 123,924(精神: 64,399) 入院外: 555,903(精神: 62,156)</td> <td>77.1%</td> <td>8,819億円</td> <td>59.4%</td> </tr> <tr> <td>2006年度</td> <td>1,513,892人</td> <td>総数(B): 1,226,233</td> <td>81.0%</td> <td>1兆3,500億円</td> <td>51.3%</td> </tr> </tbody> </table>						総保護実人員A	医療扶助人員	医療扶助率B/A	医療扶助費総額	生活保護費のうち医療扶助費の占める割合	1995年度	882,229人	総数(B): 679,827人 (精神: 126,555) 入院: 123,924(精神: 64,399) 入院外: 555,903(精神: 62,156)	77.1%	8,819億円	59.4%	2006年度	1,513,892人	総数(B): 1,226,233	81.0%	1兆3,500億円	51.3%
	総保護実人員A	医療扶助人員	医療扶助率B/A	医療扶助費総額	生活保護費のうち医療扶助費の占める割合																		
1995年度	882,229人	総数(B): 679,827人 (精神: 126,555) 入院: 123,924(精神: 64,399) 入院外: 555,903(精神: 62,156)	77.1%	8,819億円	59.4%																		
2006年度	1,513,892人	総数(B): 1,226,233	81.0%	1兆3,500億円	51.3%																		

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			人(精神:97,650) 入院:130,487(精 神:130,487 59,239) 入院外:1,095,746 (精神:38,411)			
<p>・2006年度から、自立支援医療の適用がある精神病とその他の疾病とを合併していない場合は当該区分に計上されないこととなった。</p> <p>(4)生活保護における医療扶助の内容</p> <p>○生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供する。</p> <p>[1]医療扶助の対象者</p> <p>○生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費はその全額を医療扶助で負担している。</p> <p>○ただし、①障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される者、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象となる。</p> <p>※被保護者の被用者保険加入率は2.4%(2006年被保護者全国一斉調査)</p> <p>[2]医療扶助の範囲・方法</p> <p>○医療扶助は、①診察、②薬剤または治療材料、③医学的処置、手術およびその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送の範囲内で実施される。</p> <p>○医療扶助は、原則として、現物給付である。</p> <p>[3]指定医療機関、診療方針、診療報酬</p> <p>○医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施される。</p> <p>○指定医療機関の診療方針および診療報酬は、別に定める場合を除き、国民健康保険の例による。</p>						

(注)「問題 16 2008 年度の年金額を示せ。」、「問題 22 生活保護制度における生活扶助基準算定方式の変遷を述べよ。」、「問題 23 生活保護制度における生活扶助基準額および保護の実施機関と費用負担を示せ。」、「問題 58 「生活保護制度」の概要を述べよ。」、「問題 73 生活保護と公的年金の違いについて述べよ。」を参照のこと。